

ID: 5397

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	第一種・第二種低層住居専用地域内の高さ制限の緩和認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 55 条第 2 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 55 条（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さ限度）、建築基準法施行令第130条の10（建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等）の規定による			
標準処理期間	35日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日